大崎市水道事業及び下水道事業建設工事等に係る積算疑義の申立て手続きフロー

開　　札

落札候補者の指定
落札者の決定

積算疑義申立て期間

開札日の翌日から開札日から起算して3日目の午後5時まで

市設計図書等に疑義がある場合

市設計図書等に疑義がない場合

金額入り設計書の閲覧

対象者：当該入札で入札書を提出したもの
提出物：金額入り設計書閲覧請求書
（様式第２号）
会社と直接的な雇用関係がわかるもの

市設計図書等に疑義がない場合

市設計図書等に疑義がある場合

疑義申立て

対象者：設計書の閲覧を行ったもの
提出物：積算疑義申立書（様式第１号）
会社と直接的な雇用関係がわかるもの

落札決定保留・入札参加者へ通知

市において積算の調査

市設計図書に誤りがない場合

市設計図書に誤りがある場合

入札中止（不調）

・疑義入札の積算内容に誤りが判明し，落札候補者に変更が生じる場合
・落札候補者が契約を望まない場合

入札続行

・予定価格，調査基準価格又は最低制限価格を訂正後，落札候補者等に変更が生じない場合

不調通知・公表

落札決定・入札参加者へ通知

【申立てとして取り扱わないもの】
（１）　当該入札の参加者以外から申し立てられたとき。
（２）　当該入札の落札候補者又は落札者（以下「落札候補者等」という。）から申し立てられたとき。
（３）　積算疑義申立ての対象となる工事等が特定できないとき。
（４）　積算疑義申立ての内容が具体的でないとき又はその他内容が特定できないとき。
（５）　設計図書で確認できるとき。
（６）　前各号に掲げるもののほか，当該入札に直接関係がないとき。